

（注）名古屋地方裁判所平成１９年（ワ）第５７７号，第９２０号事件の判決のうち，１０頁２６行目から１３頁１４行目までの部分（原判決引用部分）を抜粋したものです。

(1) 証拠（甲２，３，４，乙１，２，３の１，３の２，４，５，６，１０，１３，１４，１７，１８，２０，２１の１，２１の２，原告本人）によれば，以下の事実が認められる。

ア 本件競売手続の執行裁判所の担当書記官は，本件競売開始決定の正本の原告に対する送達について，原告の住民票上の住所地に宛てて送達を試みたが，不在のため不送達となり，次いで，休日送達を試みたが，同様に不送達となったことから，本件競売手続の申立人であるWは，公示送達の申立てをするとともに，原告の住民票とXの調査員がWに宛てて作成した平成１６年１０月２９日付け調査報告書（以下「本件報告書」という。）を証明資料として提出した。

住民票上，原告の住所としては本件建物の所在地が登録されたままであり，転居先の記載はなかった。本件報告書には，平成１６年１０月２９日の現地調査の結果として，原告は住民票を本件建物の所在地に残したままで転居先の住所，居所等は不明であること，マンションの住宅配置案内には本件建物につき「B（注：ただし氏のみ）」，一階の集合ポスト及び自室には「B」の表示があり，一階集合ポストの「B」の投函口にはガムテープが貼ってあって何も投函できなくしてあり，自室ドアの新聞受けは溢れ落ちるほどに郵便物，チラシが差し込まれ垂れ下がっていること，本件建物の電気は平成１５年７月９日に，ガスは同年９月ころにそれぞれ使用停止となっていること，近隣住民からの聴取内容として，１名からは，「何も知らないが，かなり前からいない」，他の１名からは，「誰もいな

い。子供もどこかへ行ってしまった。」「原告が何かを起こして静岡方面の刑務所に服役中と聴く。」等の情報が得られたこと、「刑務所に服役中」との証言は、平成15年7月の現地調査時にも聴き込んでいるが、確証はなく、他に原告の転居先の住所、居所等について知る者はいないこと、原告の就業先については、平成14年10月にYを退職し、現在の就業先は特定できないこと等が記載されていた。

なお、Wは、本件競売開始決定に先立ち、執行裁判所からの照会に対して、「不動産競売事件の進行等に関する照会書（回答）」と題する平成16年9月3日作成の書面を提出しているところ、同書面には、平成15年7月17日に現地調査をした際の近隣住民からの聴取内容として、「原告は静岡の刑務所にて受刑中」「妻はいない」「子供の出入りあり」との記載がされていた。

イ 本件競売手続においては、本件競売開始決定の正本の送達に先立ち、本件土地建物について執行官による現況調査が行われているところ、執行官が作成した現況調査報告書によれば、平成16年9月28日に実施した近隣住民からの聴取内容として、「本件建物は、以前は原告とその家族が居住していたが、この1年程は姿を見ておらず、現在は誰も居住していないようである」旨、管理組合長からの聴取内容として、「本件建物は、以前は原告が家族と共に居住していたが、この1年程前からは不在となっており、現在は電気も停止されているようである。所有者の家族以外の者が居住しているようなことはない。管理費は、平成15年1月分以降、滞納しており、平成16年9月末現在、滞納額の合計は29万4000円になっている。」旨が記載されており、また、執行官の意見として、郵便受け及び入居者の表示板には「B（注：ただし氏のみ）」の表示があり、居室内には原告宛の郵便物、請求書等が多数存在し、電気メーターに付けられていた紙札には、平成15年7月9日契約廃止の記載があるといった状況や

近隣住民（管理組合長を含む）からの聴取内容から，本件建物は，留守状態ではあるものの，原告が依然として占有しているものと認められるとの記載がされていた。

ウ その後，本件土地建物は，Dに売却されたが，同人から，原告による占有が続いているとして本件土地建物の引渡命令が申し立てられたことから，執行裁判所は，平成17年5月19日，本件引渡命令を発したところ，担当書記官は，原告に対する本件引渡命令の正本の送達手続を公示送達によって行った。

エ 原告は，平成14年12月28日，刑事事件を起こし，静岡県内の拘置所に収容され，その後，刑事裁判において実刑判決を受け，同判決が確定したことから，平成15年1月31日，府中刑務所に移送され，平成18年8月11日まで服役生活（以下「本件服役」という。）を送っていた。なお，原告は，服役中に，病気治療のため，一時期，八王子医療刑務所に収容されていたことがある。

オ 原告に対しては，Zから原告の息子が原告名義で賃借していた公団住宅について建物明渡及び滞納家賃等の支払請求訴訟（平成●●年(ワ)第●●●●号）が提起されたことがあるところ，同事件の原告に対する訴状は，平成15年9月18日，原告が収容されていた府中刑務所の所長に宛てて送達がなされ，原告に届いたことから，原告においては，受訴裁判所に上申書を送るなどして対処していた。